

解禁：1998年6月26日（金）午後4時00分

アムネスティ・インターナショナル

日本の刑事施設における 残虐な懲罰

日本語仮訳

(注：ページ番号は、英語版オリジナルと異なります)



1998年6月

AI INDEX:ASA 22/04/98

日本の刑事施設における残虐な懲罰

1 はじめに

日本における刑事被拘禁者は組織的で、残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱いを受けており、残虐な懲罰にさらされる高い危険がある。アムネスティ・インターナショナル（以下、「アムネスティ」と略）は、これまで、被拘禁者が刑事施設規則の些細な違反によって刑務官から激しく殴られたり、長期にわたって厳正独居拘禁に付されたり、あるいは革製のベルトや手錠で拘束されたり、また懲罰として特別の房に拘禁されたと訴えたケースについて報告してきた。

本報告書は、日本の刑事施設内における戒具の濫用と「保護房」拘禁に焦点をあてたものである。さらに、被拘禁者に対して「軽屏禁」という形式で命ぜられる、非人道的、品位を傷つける取り扱いについても報告している。「軽屏禁」は、日本の国内法で定められている懲罰の形態のひとつであるが、懲罰としての「保護房」の使用は、法律上の制裁手段ではない。これらは、国際人権基準に違反していると考えられ、廃止されるべきである。

他の人権団体と同様に、アムネスティは被拘禁者からの人権侵害に関する訴えを調査するために被拘禁者と独立した立場でアクセスすることを拒否された。また、残虐な懲罰が行われていると訴えられている区域である「保護房」を調査することもできなかった。実際、秘密のペールで日本の行刑のあらゆる部分が覆い隠されていることで、人権侵害が生じやすい土壌が作られている。

この報告書においてアムネスティは、その履行によって被拘禁者の人権を保護するための多くの勧告を行なっている。具体的には、

- ・独立した機関による刑事施設への妨害のないアクセスを認め、被拘禁者の状況に関する秘密性を排除すること。
- ・現状の形態での「軽屏禁」を廃止すること。
- ・刑事施設内で戒具や「保護房」が使用される場合の厳密な状況について詳細に規定した明確な法律を制定し施行すること。
- ・懲罰としての革手錠やベルト、金属手錠の使用は廃止すること。

これらの多くの提案はアムネスティが97年の11月に発表した報告書^(*)においても求めている。これに対し日本政府は、証言者の訴えの多くに対する公式な反論によって報告書に答えたが、同報告書で強調されている人権侵害の状況については、政府から合意は得られなかった。日本の刑務所の状況を国際人権基準に沿うように改善する多大な努力が費やされるまでは、被拘禁者は人権侵害を受け続けるであろうと、アムネスティは、引き続き関心を寄せている。

(*) 「日本における外国人被拘禁者への虐待」 [AI Index : ASA 22/09/97]

近年、日本の数多くの被拘禁者が裁判所において、虐待に対する救済措置として、国家賠償訴訟を試みている。そのうち成功するのは、数例でしかなく、大部分の被拘禁者は虐待を受けたとの訴えが真実であることを裁判所に十分証明することができない。しかし、被拘禁者の不当な取扱いに対する訴えにおける多くの共通要素が、日本中の刑事施設で暴行や虐待が本当に行われているとの疑いを深くしている。

自らの処遇について正式な不服申立てを行なったことで、懲罰を受けているという被拘禁者の報告から、アムネスティは、日本政府に対し、被拘禁者が秘密理に申し立てができるような効果的なしくみを実施すべきであると求める。また、日本政府は、自由権規約の選択議定書への批准を強く求められている。この議定書により、人権侵害を受けた者が、規約人権委員会に対して、個人的な申し立てを行なえるのである。さらに、日本政府は、拷問等禁止条約を留保のない形で批准し、拷問や虐待に対する反対の姿勢を示すべきだと強く求められている。批准に際し、政府は、人権侵害を受けた個人が、効果的な申し立て受理機関（訳注：同条約では拷問禁止委員会）に対してできるよう、同条約22条の個人通報制度を履行するための宣言を行うべきである。

2 背景：刑務所規則

「君は、今日から府中刑務所で受刑する立場にあります。当所には二千数百人を収容していますが、刑務所は、刑を執行する所であり、しかも、常に多数の受刑者が一緒に生活しているので、規律、秩序が十分に保たれねばならないため、各人が勝手な行動をするようなことは許されません。従って、刑務所の生活は、社会一般の生活とくらべて細かいいろいろな制約があります。」

(府中刑務所の内部規定より抜粋)

日本の監獄法の制定は、1908年にまでさかのぼり、現在まで微々たる修正がなされただけで尚有効である。そして、法務省によって作成された多くの行政命令や規則によって補完されてきた。主な法律や規則は、公開されているが、その他の多くの規則は公開されていない。さらに、各刑事施設の長には、日々の刑事施設運営を統制していくために、内部規則を執行する際の広い裁量が認められている。こうした規則は、公開すれば施設の保安に支障をきたすという表向きの理由から、非公開とされている。

所内生活の〔手引き〕（府中刑務所の内部規定より抜粋）

一般心得

- ・自分の住所や家族の氏名などを他の被収容者に知らせないこと。
- ・歩行中は、ふところ手や腕組みをしたり、ポケットに手を入れたり、その他肩を振ったり、履物を引きずったりしないこと。
- ・この手引に書かれていないことであっても、職員が指示したことはすなおに従うこと。

室内の心得

- ・室内では勝手に頭や体を洗ったり、無断で洗濯をしたりしないこと。
- ・室内では勝手に寝ころばないこと。また、寝具にもたれたり、腰掛けたりしないこと。
- ・在室中の座席位置は居房に図で示されたとおりとす。
- ・独居室では、就業、食事、余暇時間は、机に向かって座ること。就寝時は、ベッドに座ることができる。
- ・受罰中の者は、正しい位置の定められた場所において、いすに座らなければならない。

作業の心得

- ・許可なく仕事を離れてはならない。雑談は禁止されている。離席するときは挙手をし、前もって担当職員の許可を受けて行うこと。用便の際は用便札を所定の場所に掲示して行うこと。便所内では交談をしないこと。

ノートの使用

- ・各々のノートに付けられている許可札を汚したりはがしたりしてはならない。
- ・各々のノートは、定められた目的にのみ使うこと。貸したり、他人に書いて貰ったりしてはならない。
- ・自分のノートは丁寧に使い、汚したり破ったりしないこと。
- ・間違いを正すときは、消しゴムで消すかそうでなければ、線をひくこと。
- ・ノートは最初のページから順々に使用すること。ページを空けてはならない。
- ・ノートを2つの部分に分けて使うことや、表と裏表紙両方から使うことは許される。
- ・学習または訓練のために、必要に応じてノートを3つないしそれ以上の部分に分けて使うことは許される。前もって担当職員に許可をもらうこと。見出しを各章ごとにつけること。
- ・ノートは、検閲のため、求めに応じて提出しなければならない。

刑事施設の内部規則は、被拘禁者の生活のあらゆる側面について規定している。例えば、書く事のできる手紙の通数、被拘禁者同志が互いに話せる時間とできない時間、用便にいける時間と

いけない時間、ノートに物を書く際の方法、さらに、被拘禁者がどちらの方向に歩くべきかについてまで事細かに規定している。原則として、被拘禁者は刑務官や他の被拘禁者に対して目で合図することは禁止されており、規則で定められていない動作は、ほとんど全てについて公式の許可が必要となる。

規則は身につける衣服の数や種類までも定めている。例えば、原則として防寒のため、帽子や手袋を身につけることは禁止されている。日本の全ての刑事施設で暖房が設置されていないことは、被拘禁者の健康に多大な悪影響を与えている。冬には被拘禁者が皆同様に霜焼けを訴えている。

こうした規則は、規則違反が発見された場合には懲罰を伴って厳格に適用される。許可なく身体の一部を洗ったり、規則とは異なる方法で眠ったり、あるいは適切ではない時間に目を開けていた、許可なく話をしたり、刑務官に「口答えをした」ことで厳しい懲罰を受ける。

公式な見解では、こうした規則は、刑事施設内の生活秩序を維持するために、また被拘禁者の遵法精神を育てるために必要なものであるとされている。しかし、微に入り細をうがつような細かな規則は、被拘禁者の自立性や自己決定能力を否定することを主な目的としているのではないかという強い疑いの念を持たざるをえない。完璧な秩序維持や徹底した管理を強調するあまり、個性や人権の尊重が犠牲にされているのである。

1979年に日本が批准した自由権規約の10条では、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われる。」と規定している。さらに、その他の国際的な保護規定では、「規律及び秩序は、厳正に維持されなければならない。ただし、制限は、安全な拘禁及び整然とした所内の生活のために必要な限度を越えるものであってはならない。」^(*2)、「拘禁刑・・・を科された者の取り扱いは、・・・自尊心を高め、かつ、責任感を向上させるようなものでなければならない。」^(*3)

アムネスティは、日本の刑事施設の非常に厳しい規則の網はこうした基準に反しており、非人道的かつ品位を傷つける取り扱いにあたりと確信するものである。

さらに、非常に細かな規則に対して違反を犯した被拘禁者があまりに厳しい懲罰に直面する危険性がある。後に詳細を述べる個別のケースについては、被拘禁者は、些細な規則違反により、暴行を受けたり、手錠をつけられ、独居拘禁を強いられたと訴えている。アムネスティは、この

(*2) 被拘禁者処遇最低基準規則27条

(*3) 同規則65条

ような厳しい規則は、不当に高い標準を定めており、守ることは非常に困難であると考えられる。複雑な刑事施設規則に対する些細な規則違反を犯した被拘禁者への懲罰の広範な適用は、明らかに非人道的な取り扱いにあたり、こうした取り扱いは、止めるべきである。

3 残虐な懲罰の形態

「軽屏禁」

日本の刑事施設に拘禁されている被拘禁者の大部分は、一つの房あたり6～8人の雑居房に収容されている。外国人、病気の被拘禁者、暴力的な受刑者、死刑確定者は、例外で、原則として独房に収容される。「軽屏禁」は、日本のあらゆる拘禁施設において懲罰として用いられる行政的な制裁の形態である。この懲罰では、独房において、正座かあぐらをかいた姿勢のまま、2ヶ月以内の期間において、1日何時間も（報告によれば朝の7時から午後5時まで）静止してなければならない。（外国人の場合は、通常スツールやいすに座ることを許可される。）被拘禁者と看守の間で必要とされる場合以外は、あらゆる外部との通信は禁止される。さらに、房の中の本や写真、新聞といったあらゆる個人的な持ち物が取り上げられる。「軽屏禁」の間は、運動や入浴、外部面会、手紙を書くことは禁止される。また、被拘禁者は、目を独房の壁のある一点をずっとみていなければならない、そこには「反省」を求めた内容が示されているポスターが貼ってあることが多い。

アムネスティは、「軽屏禁」を受けた被拘禁者達から、明らかに苛酷なものである、あるいは規則違反に名を借りた復讐的なものであるという数多くの報告を受けている。さらに、「軽屏禁」は、不正な取り扱いに対する不服申し立てに脅威を与えるために用いられるという証言もある。

規約人権委員会は、「長期間の被拘禁者または受刑者の独居拘禁も、（自由権規約の）第7条によって禁止される行為にあたる場合がある」と明言している。^{(*)4} さらに、多くの個別のケースにおいて独居拘禁の一定の形態について自由権規約の7条・10条違反であると決定しているのである。^{(*)5}

アムネスティは、懲罰は刑事施設内の秩序維持のために必要なものであることについては反論するつもりはない。しかし、長期間の独居拘禁しかも、多くの場合なんらの精神的・肉体的な刺激が全くない状態で受刑者を拘禁したままにするのは、肉体・精神双方の健康に深刻で永続的な

^{(*)4} 規約人権委員会の7条に関する一般的意見No. 20(44)、1992年4月、6段目自由権規約の7条には、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受けない。・・・」と規定されている。

^{(*)5} 例えば、自由権規約委員会による審査ケース、Larrosa v Uruguay(通報番号: 86/1981)、Gomez de Voituret v Uruguay(通報番号109/1981)を参照
自由権規約の10条には、「自由を奪われた全ての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。・・・行刑の制度は、被者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。」と規定されている。

支障をきたすものである。さらに、被拘禁者が清潔を保ったり、屋外で運動や気晴らしをすることまで禁止するのは、国際基準に違反する。^(*6) 現状の「軽屏禁」は、残虐で、非人道的な、品位を傷つける刑罰に相当し、国際基準を満たす形に改善されるかあるいは廃止されるべきである。

「保護房」への拘禁

「…今までに50人以上手錠をかけて保護房にぶち込んできたけど、実際に俺に向かってきて、暴行の氣勢が本当にあったのは二人しかおらんかった。…本当は俺だって、こんな役はやりたくないけどな、でも誰かが憎まれ役をやらなならんでしょ。…こうやって、何かちよつとしたことでもあれば手錠をされて、保護房で苦しい目にあわされるんだぞということを分からせとかないと、下の職員が苦勞することになるんだ。」

(府中刑務所の刑務官が、受刑者に対して言ったとされる発言)

「保護房」は、日本のあらゆる刑事施設において一般的な設備である。この房は、被拘禁者が弱い立場で不安定な状態という悪化した状況にあることを示す意図のもとに作られている。房には、塩化ビニール製のベッド以外に家具はなく、手洗と用便のボールが床に取り付けられているだけである。「保護房」の壁は木製で、内部は、24時間カメラで監視されている。

被拘禁者は、「保護房」に入るための身体検査で、裸にさせられ、表向き理由としては鋭器をもっていないかを調べるために、そして、排便でしゃがんだ時のために切れ目が入っている「股割れズボン」をはかされる。通常は、革手錠と（または）金属手錠で拘束される。革手錠は、被拘禁者の手を体の前と後の両方に固定させるために、金属で補強されている革のベルトにしっかりと固定されている。それに加えて一対の金属手錠もはめる。手錠は、食事の間でさえも、あるいは被拘禁者が眠ったり、排便の際もはずされることはない。

アムネスティは、こうした状況が1週間以上も続いたという者から報告を受け取っている。通常、「保護房」収容は、2、3日である。「保護房」収容の間は、監視が続けられ、動物のようにプラスチック製のボールから食事をとる。被拘禁者は、ビデオカメラによる監視のもとで、用便をしなければならず、手錠をきつくしめられているために、身体を清潔に保つこともできない。

(*6) 被拘禁者取り扱い最低基準規則15条：「被拘禁者は、自己の身体を清潔に保つように要求される。このため、被拘禁者は、水並びに健康及び清潔のために必要な身だしなみ用品を与えられなければならない。」

同21条1項：「戸外の作業に従事しないすべての被拘禁者には、天候が許す限り、毎日少なくとも一時間、戸外で適当な運動をさせなければならない。」

同78条：「レクリエーション的及び文化的な活動が、受刑者の精神的及び身体的な健康のために、すべての施設においてあたえられなければならない。」

日本の法務省の情報によれば、「保護房」は、次のような被拘禁者に対して用いることができるとされている。

- ・逃走、暴行、自傷・他傷、自殺のおそれがある者。
- ・騒音をたて続けたり、その停止の指示を拒否した者。
- ・自分の居房を汚したり、物を壊す等、異常な行動がくり返し見られる者。
- ・通常の居房に収容することが不適切であると思われる者。

アムネスティは、これはあいまいな規定であることを問題視している。この規定では、刑事施設の長に対し広い裁量権を与え、濫用の機会を許している。アムネスティは、日本政府に対し、「保護房」が使われる場合についての詳細を、明確な法律に定めるよう求める。

国内法上の懲罰である「軽屏禁」とは異なり、「保護房」は制裁措置として使われるものとして考えられていない。しかし、アムネスティは、刑事施設規則違反、その多くは些細で取るに足らないものであると考えられるが、それ故に、恣意的に「保護房」に収容されたという被拘禁者の多くの報告を受け取っている。さらに、「保護房」の使用は、刑務官による暴行が伴い、それは、残虐な、非人道的な、あるいは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰にあたると思われる。「保護房」は刑務所の通常の居房がある棟の外側に位置しており、誰もその状況について見たり聞いたりすることができないという事実からも上記の取り扱いにあたる可能性は高まる。

さらに、アムネスティは、「保護房」に収容されている間に死亡した受刑者がいるという報告を受けている。(以下に述べる浜田拘置支所のケースを参照) 日本政府に対し、死亡の事実をめぐる状況について十分に公平な調査を行うよう要求する。

日本政府は、刑務所やその他の拘禁施設における「保護房」の使用や濫用に関し、国際人権基準に沿ってシステムを改良することを見通して、徹底したより広い範囲の見直しを行うべきである。アムネスティは、日本政府に、被拘禁者処遇最低基準規則の33条に対する注意を促したい。そこには、「手錠、鎖、かせ及び拘束服のような拘束具は、懲罰の手段として決して用いてはならない。」と述べられているのである。

アムネスティは、日本における革手錠とベルトの使用は、拘束衣と同様の効果をもっており、懲罰として科してはならないと確信している。あらゆる戒具や「保護房」の使用は、最終手段として考えるべきであり、非常に例外的な、生命が危険にさらされる特殊な状況に厳しく限定されるべきである。被拘禁者は、「保護房」に収容される前に、医師による検査が行われなければならない。緊急事態が終了した際また被拘禁者が落ち着いた際には速やかに懲罰は終了しなければならない。さらに、革及び金属手錠を同時に使用する現在のような方法は、制裁と同様であり、いかなる状況下でも許されるべきではない。また、被拘禁者に「股割れズボン」の着用を強制すること、被拘禁者に動物のように食事を取らせること、監視カメラのもとで用便をさせることは侮辱

的で、品位をおとしめる取り扱いにあたる。以上のような刑事施設内の状況は、自由権規約7・10条の違反であり、いかなる状況のもとでも被拘禁者に科してはならない。

4. 個別事例

以下の事例はアムネスティが関心を示した虐待が主張された最近の事件である。それらは懲罰としての軽屏禁と「保護房」の使用に焦点が当てられている。事件はすべて日本各地の刑事施設に拘禁された日本人男性の事例であり、それらの多くの関係者が現在日本の裁判所で国の損害賠償を求めて訴訟を起している。

府中刑務所：K

Kは府中刑務所で劣悪な処遇を受けたとして、現在600万円（約6万USドル）の国家賠償を請求する訴訟の結果を待っている。

東京拘置所で未決勾留中、Kは未決勾留中の知人に発信した手紙が受信までに1ヶ月以上かかったことに対して抗議した。彼はこの不適切な遅延は人権侵害であると抗議した。1991年11月に刑が確定し、府中刑務所に移送された後、Kは人権侵犯事件に対する人権救済制度が地元の弁護士会に存在することを知った。彼は東京拘置所に対する問題に関して弁護士会に連絡することの許可を申し入れた。

しかし、彼が正式な不服申立をしようとしていることを知ると、刑務所当局は彼に対して様々ないやがらせを始めた。彼は、それまで房内で所持が許可されていた書籍の冊数や、親族宛の信書に記載が許されていた文字数について、恣意的な制限を受けたと訴えている。彼はまた、弁護士会宛の申立書作成用として用紙を渡されたにもかかわらず、刑務所当局はのちに申立書の下書きにその用紙を使用したことを理由に懲罰を加えてきた、と訴えている。これらのいやがらせは不服申立をすることを断念させるためになされたと彼は信じている。

1994年4月18日、一人の刑務官が彼の房に来て、彼の様々な不行跡を非難した。彼はこの刑務官の意図は彼に不正に抗弁させるよう挑発することだったと信じている。彼は刑務官がこう繰り返したと訴えている。「だいたいおまえは何様なんだ、おい、何様なんだよお。」結局、彼は、「何様でもありませんよ。」と答えた。刑務官は彼の返答に激高した様子で、彼を房から引きずり出した。刑務官は彼を床にうつ伏せにさせ、彼の背中を踏みつけにした。その後、何人かの刑務官が彼に革手錠と金属手錠を施錠し、「保護房」に収容した、とKは訴える。保護房収容中、最初の刑務官がKの腰の周りのベルトをきつく増し締めし、その状態で8時間も放置された。このため、内出血と左足親指の麻痺が生じた。彼が「保護房」から出されたのは4月21日だった。

保護房収容解除の直後、内出血の跡などの独立した医学的証拠を残すため、彼は刑務所の外部

の医師による診察を求めた。しかし、刑務所当局は彼の要求を拒否した。その上、彼に対して4月18日の事件について取り調べを行い、事実をねじ曲げて、Kのほうから暴行を働いたという筋書きを押しつけようとした、と報告されている。しかも、事件についてのKへの取り調べを担当した刑務官は、彼を最初に「保護房」に収容したその刑務官であった。取り調べの間、この刑務官は次のような意見を述べた、とKは訴えている。

「…今までに50人以上手錠をかけて保護房にぶち込んできたけど、実際に俺に向かってきて、暴行の氣勢が本当にあったのは二人しかおらんかった。…本当は俺だって、こんな役はやりたくないけどな、でも誰かが憎まれ役をやらなならんでしょ。…こうやって、何かちよつとしたことでもあれば手錠をされて、保護房で苦しい目にあわされるんだぞということを分からせとかないと、下の職員が苦勞することになるんだ。」

別の刑務官は、もし彼が刑務官から暴行された件での不服申立の意図を捨て去ることに同意するならば、規律違反行為を理由とする懲罰はしないつもりだと述べた。このため、Kは不服申立を取り下げることに合意した。しかし、それにもかかわらず、25日間の「軽屏禁」という懲罰を受けた、と彼は述べる。

こうした後、Kは当初からしようと思っていた通り正式な不服申立を提出する決心をした。結局、彼は刑務所医師による診察を認められ、内出血も含む、彼のケガについての診断書を書いてもらうことができた。しかし、彼が最終的に弁護士会に連絡がとれた後も、彼に対する不利益な処遇は続いた。厳正独居処遇を受け、居房の窓が遮へいされていたため、刑務所の廊下も見ることができなかつた、と彼は訴えている。この処遇は彼にとって大きなストレスとなり、体重も減少した。

Kの提起した国家賠償請求訴訟は1994年10月に始まり、彼は1997年6月に刑務所から釈放された。彼の弁護団は早期の判決を期待している。彼の医療記録が証拠として裁判所に提出されたが、ある部分は墨塗り（医師の氏名を含む）されており、他の部分も汚れており読むのが難しいほどであった。ひどいことに、内出血の記載のある診療記録の直前の一部分だけが欠落しており、これらのことが「保護房」内での事件と内出血との関係を結びつけて説明することを決定的に困難にしている。しかし、これらの困難にも関わらず、Kの弁護団は勝訴の期待を抱いている。

浜田拘置支所：勾留中の死亡

1996年7月10日、Wは酒気帯び運転で起訴された後懲役2ヶ月の刑を宣告された。彼は松江刑務所で刑に服する前に7月19日に浜田拘置支所に勾留された。7月22日に彼は房内で大声を出し暴れるようになったとして拘置支所の「保護房」に収容された。3日後の1996年7月25日、当直の刑務官はWが房の壁にぐったいりして寄りかかっているのに気がついた。刑務官は、彼を呼んだが何

の反応もなかった。Wはすぐに病院に運ばれたが、7月25日午前2時30分に公式に死亡したと発表された。彼は44歳だった。

死体検案書によると死因は熱射病である。新聞の報道によると、拘置所当局は「保護房」がよく換気されており気温は常に摂氏26～27度に保たれていたという。当局はまた、Wは拘置所に入所してから3回も医師の診断を受けており、その都度医師は異常なしと報告していたと主張している。

Wの両親は息子の死亡について6000万円(約60万ドル)に上る損害賠償を求め政府に訴訟を起している。法廷で当局は、Wが暴れたり幻覚を含む精神的に不安定な兆候を示した後で彼自身を保護するために「保護房」に収容したとしている。保護房に移される前にWは医師の診断を受け、精神安定剤を投与されたとしている。被害者の家族は息子が「保護房」に収容されていた期間は日中の気温が摂氏38度に達する酷暑であったことに気づいていた。彼らは息子の死が「保護房」の不適切な使用の結果であり、拘置所はもっとしっかりと彼の状態を監視すべきであったと訴えている。アムネスティは日本政府に対し、この死亡をめぐる事態について完全に公平で独立した調査を行うことを求める。

千葉刑務所：内山和夫

内山和男は1993年8月17日以来千葉刑務所に拘留されている。1993年8月30日午前8時40分頃、彼はベッドでの寝方が間違っているとして刑務官から注意を受けた。姿勢を直すように言われて、内山は「わかったよ」とくだけた日本語で答えた。すると刑務官はその返答の仕方に明らかに激怒し、他の刑務官を呼び、彼を取り調べ室に連行した。

取調室で内山は直立不動の姿勢をとるようにいわれた。しかし、彼は糖尿病を患っていたため、左手の2本の指をまっすぐに伸ばすことができなかった。刑務官は無理に指を伸ばそうとしたが、その最中に二人ともバランスを崩し転んでしまった。このことに驚き、怒った刑務官は、他の10人以上の刑務官を呼び、彼らは内山を殴る蹴るなどの暴行を加えた。内山は「何もしていないのになぜ殴るのですか」と抗議したが、刑務官たちは彼を殴り続け、手を背部にねじりあげ、「保護房」に強制的に連れていった。

保護房に着くと、刑務官たちは衣服が破れるほどの力で内山の服を脱がし裸にした。彼はその後「股割れズボン」を含む特殊な衣服を着せられた。彼は金属手錠と共に革手錠を装着される間床にうつ伏せにさせられた。彼はその過程で繰り返し殴る蹴るの暴行を受け、更に刑務官が革手錠のベルトをきつく締めようとする間何度も顔を床にたたきつけられた。

1996年10月、内山は受けた虐待について損害賠償を求め提訴した。裁判所は虐待が行われた取調室と共に彼を拘束した革手錠の検証を行った。しかしながら、裁判所は政府側が調査に強い異議

を申し立てた後、保護房の検証は行わないことを決定した。千葉地方裁判所における弁論の過程で、拘置所当局は内山が述べた事実のいくつかを認めた。しかしながら、刑務官が暴行を加えたことについては一貫して否定している。反対に、内山が暴力的に振る舞ったから刑務官は「保護房」を使用せざるを得なかったと主張している。内山の弁護士は当局による事実の解釈について争っており、国際人権基準に一部則った議論はこの事件で勝つ助けになると信じている。最終的な判断が今年末にも下される見込みである。

新潟刑務所：M

Mは新潟刑務所における未決拘留中に、何度も暴行を受け恣意的な懲罰を受けたと主張している。

彼の弁護士にあてた陳述録取書によると、Mは1994年10月11日、同房のある者の整理整頓がなっていないため注意したところ、口論となり殴り合いとなった。その結果、彼は4人の刑務官に取り押さえられ、床に押し倒された。彼は取調べ室に連行され、革手錠と金属手錠を装着された。彼は、一人の刑務官と偶然目が合ったとき6回も顔を殴られ、あごを打撲し、唇から血が出たという。Mは、4日間保護房に収容された。その後、1994年10月25日から12月4日まで40日間軽屏禁に付された。Mは、これらの暴行により頭痛とあごの痛みを苦しんだと言う。彼は、虐待について巡閲官に口頭で情願をしたが、後に却下する旨の回答を受けた。

1995年2月27日には更に別の事件が起きた。Mが、配膳担当のある他の受刑者を、特定の房の者にだけ多めに食事を出していると批判したときのことで、刑務官が口論に気づき非常ベルを鳴らすと、呼び出された15人ほどの刑務官が現れた。刑務官は彼を床に押し倒し、手錠をかけ体中と顔を蹴った。彼はその後取調べ室に連行され、更に暴行を受け、それが原因で嘔吐した。殴打のせいでひどく出血し、下着や靴下に血が付着した。

Mは、その後「保護房」に再び戻され、今度は8日間収容されたという。その間、彼は先に加えられた暴行によりまぶたが腫れて目を開けることができなかった。彼はまた、房内で彼に向けてマイクで叫ぶ刑務官によって繰り返し侮辱の言葉をを受けた。「保護房」から出るとすぐに、彼は別に40日間の軽屏禁の懲罰を受けた。Mは虐待のせいで手首に痛みと感覚の麻痺（手錠をされたため）を含む長期間のけがを負い、肩と首が痛くて動かせなくなり、あごががくがくし、目の周りが腫上がり、足にアザができたと主張している。

彼は、弁護士と連絡をとり1995年に刑務官に対して損害賠償を求める訴訟を提起した。1996年11月16日に彼の医療記録が保全された。彼の刑（薬物関連の犯罪）が確定したため、彼は横浜刑務所に移送され、処遇は改善されたようである。

横浜刑務所：樋浦 義高

樋浦義高は1991年に横浜刑務所に入所した。一年後彼は些細な規律違反で厳正独居拘禁に付された。彼は2年以上をそこで過ごし、1994年2月になってようやく通常の雑居房に戻ることを許された。樋浦は正式な不服申立てをすることを決意し、刑務所当局に弁護士名簿を見せるよう要求した。翌日、刑務所を訴えると言ったことに対して、彼は複数の刑務官から暴行を受けた。彼は繰り返し蹴られ、床にうつ伏せにさせられたと言う。その後刑務官が彼の体中を踏みつけた。

この暴行の後、樋浦は「保護房」に連行され、革手錠で拘束された上更に暴行を加えられたと訴える。彼は床にうつ伏せにさせられ、刑務官が樋浦の背中を右足で、首を左足で踏みつけにした。樋浦は、「首が折れる。死んじゃう。」と苦痛の中で叫んだ。暴行のせいで、樋浦は舌をかんで、口から血を流しているのを見てようやく刑務官は足を離れた。刑務官はその後更に革手錠を増し締めし、金属手錠をかけた。樋浦はこの状態で4日間「保護房」に放置されたと訴える。

樋浦は、更に2回にわたり「保護房」拘禁と暴行を受けたと言う。彼は、この虐待と懲罰は恣意的で根拠のないものだとして主張する。彼は、弁護士に連絡をとろうと何度も試みたが、刑務所が彼の法的な代理人との連絡を妨害したと言う。最終的には、彼は弁護士と会うことに成功し、事件は国家賠償を求め現在東京地方裁判所で弁論が続いている。

樋浦は、既にこの事件に関し16回の口頭弁論に出席している。手錠による手首の傷跡の写真を含め証拠が集められた。彼の弁護士たちは、国が「国家秘密」に該当することを理由に、横浜刑務所の刑務官の名前を明らかにするのを拒否したため、訴えの立証に多くの困難を抱えた。弁護士たちは、メディアを通じて圧力をかけるなどして、最終的には国に刑務官の氏名を明らかにさせるのに成功した。しかし、国は刑務官の職務と階級については隠し続けた。その結果、弁護士は誤って別の証人を尋問し、現在更に別の証人を尋問するよう正式に要求した。

これらの困難にも関わらず、樋浦の弁護士たちはこの事件で勝訴すると信じている。彼らの訴えは、証人の一人（刑務官の一人）が法廷で偽証していると告発するその刑務所の刑務官からの手紙によって、信用性が高められた。その刑務官は、証人の刑務官が受刑者と他の刑務官の双方に乱暴であることで悪名高いと、樋浦の弁護士に手紙を書いた。

京都刑務所：XとY

1991年と1992年にXとYの双方は京都刑務所において何度も虐待を受けたと言う。彼らは法廷で同じ弁護士を代理人とし、しかし確固とした証拠がないため彼らの国の損害賠償を求める訴えは敗訴した。

法廷でXは、1991年9月4日に刑務官に房から引きずり出され刑務官が「びっくり箱」と呼ぶ別の房に収容された、と証言した。そこにいる間、たくさんの刑務官が彼を足蹴りしたり、ファイル

で頭部を殴ったりした。彼はまた、11月3日に軽屏禁中に目が動いたと因縁をつけられて口論になった。彼は保安課に連行され二人の刑務官から殴られた。

1992年6月2日には別の事件が起きた。Xが朝の室内体操の時間中に、体操しないでいた。するとXは再び「ビックリ箱」に閉じ込められ、刑務官から腹部を蹴り上げられたり、頭部を殴られたりした。そして、床面に倒され、踏まれたり、足蹴りされた。その後、皮手錠をかけ、強烈にしめつけて息苦しくなるほど胴体を圧迫して拘束し、「保護房」に収容された。「保護房」に収容されている間、二人の刑務官が彼の頬を平手で何回も殴り、足で蹴る等の暴行を執拗に加えたという。彼は6月7日まで5日間「保護房」に拘禁された。

Yは、房から運動場へ行進している時に、腕の振り上げ方が正しくなかったことを注意された後「保護房」に収容されたと証言した。彼は1992年5月18日に金属手錠と革手錠できつく拘束され、「保護房」に連行された。Xと同様、革手錠は強烈にしめつけられ、息苦しくなる程であった。「保護房」の中で、Yは10分間で約50回も顔を殴られた。

Yはこの後2日間にわたり同様の暴行を受けたと言う。ある時には、刑務官が彼の顔を踏みつけ、トイレの上まで引き連れていった。そして、刑務官達は、便器のふちにYの顔面をこすりつけて「殺したろうか」と言った。暴行の激しさと、革手錠があまりにきつく締められたことから、彼は失禁してしまった。Yは、保護房に1992年5月20日まで拘禁された。彼は手錠により指の感覚を失い、革手錠による腰部腹部に傷痕が残っている。

旭川刑務所：松浦道信

松浦道信は旭川刑務所において虐待を受けていたことを理由に1990年に刑務所を相手に民事訴訟を提起した。彼は、法廷において自らの事件をうまく立証することに成功し、受けた苦痛に対して損害賠償を得た数少ない原告の一人である。

松浦は、1989年8月4日に房内でおきた騒動に巻き込まれ、他の一人の受刑者から殴る蹴るの暴行を受けた。その結果、彼は口の周りが切れて血が出て、歯が一本折れてしまった。しかしながら、攻撃の被害者であるにも関わらず、彼までもが刑務官によって「暴力的に振る舞う危険がある」と判断されてしまった。彼は保安課に連行され取調べを受け、金属手錠と革手錠の双方で拘束された。

松浦はその後「保護房」に連れていかれ3日間収容された。「保護房」の中で彼は「股割れズボン」をはかされた。しかし、彼は「保護房」拘禁中なんとか排便はしないで済ませることができた。彼の腕はそれぞれ革手錠の反対側に固定されていたため、横になるとどちらか一方の腕が体の下敷きになり、眠れないことに気づいた。

松浦は、1990年4月16日に政府に対し、500万円（約5万USドル）の損害賠償を求めて提訴した。暴行を受けたという訴えに加えて、彼が暴力的に振る舞う危険はなかったのだから「保護房」拘

禁は違法であると主張した。これに対し、刑務所は松浦が取調べ中ヒステリックであり、彼が暴力的に振る舞うかもしれないと信じる十分な理由があったと主張した。相手方は、彼を「保護房」拘禁した決定が規則に則ったものと主張した。しかし、相手方は証言を裏付けるはずであった取調べ中の松浦の写真を、「破損されてしまった」と理由で提出することができなかった。

事実の解釈が争われており、確固とした証拠がない過去の同様の事件においては、裁判所は通常刑務所側の肩を持ち、被害を受けた原告敗訴の判決を下す。しかしながら、この事件では、裁判所は証拠を精査し、松浦の主張する事実解釈を認定し、彼の訴えを認めた。当局の証言は主に松浦が「保護房」に移される前の行動についてのものだった。しかしながら、この事件では、写真が破損したという主張が刑務官の証言に疑念を生じさせ、裁判所は松浦の証言により重きを置いた。彼は、損害賠償として5万円（約500USドル）を得て、国側は控訴しなかった。この訴訟は、日本における刑事施設内の被拘禁者処遇の改善を求める団体やNGOにとって画期的な訴訟となった見られている。

小倉刑務所：Z

Zは、恐喝未遂・傷害の罪で懲役2年4ヶ月の刑に処せられ、1993年9月から小倉刑務所で服役していた。彼は、1994年11月2日、刑務所の工場から工場検身場にいつものとおり行進していた時、列外に出るように命令されたという。彼がどうして列外に出なければいけないかと尋ねると、その刑務官は彼の態度が気に食わないらしく、彼に手錠をかけ、すぐに取調室に連行した。Zはそこで、複数の刑務官から顔面を殴る、背中を蹴るなどのひどい虐待を受けたという。彼はその後、「保護房」に連行された。その途中、一人の刑務官が彼の顔面に膝蹴りを加え、そのために歯を一本折られてしまった。彼は11月2日から11月4日まで「保護房」に拘禁され、その期間中ずっと金属手錠と革手錠を併用して装着させられた。

Zは、彼の受けた虐待に対し正式な不服申立てをすることを決意し、彼の家族に弁護士と連絡をとるよう頼んだ。1995年1月25日、彼の弁護士が、福岡地方検察庁小倉支部に告訴状を提出した。彼は、この事件については虐待の目撃者が多数いるのでかなり捜査日数がかかるだろうと考えていた。しかし、検事はわずか5日後に「嫌疑なし」として不起訴処分にした。

Zの弁護士は検察審査会に申立てをし審査をしてもううことができた。検察審査会は、Zの「保護房」における処遇が暴行陵虐にあたるとして不起訴不当の議決を下した。この事件は福岡地方検察庁に戻され再捜査中である。現在Zと弁護士は別に国家賠償請求を行うか検討している。

5. 勧告の要旨

アムネスティは日本政府に対し、刑事施設において残虐な懲罰が起きる危険を最小限にするために以下の方策を講じることを求める。これらの勧告を履行することにより、政府は日本におけるすべての被拘禁者の人権保護手段を改善させることができるであろう。

- ・「拷問等禁止条約」（拷問その他残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を禁止する条約）を批准すること。
- ・被拘禁者が適切で、独立した、秘密の不服申立て機関にアクセスすることを保証すること。被拘禁者は、自らの処遇について不服を申立てたことをもって懲罰に課されてはならない。
- ・刑事施設内で戒具や「保護房」が使用される場合の厳密な状況について詳細に規定した明確な法律を制定し施行すること。
- ・「保護房」の使用と濫用について徹底的で体系的な検査を行い、懲罰的な「保護房」、革手錠、金属手錠と「股割れズボン」の使用を禁止すること。医学的な検査を最初に行うことなく、「保護房」に収容されてはならない。
- ・拘禁中のすべての死亡と虐待のすべての事例について完全に公平で独立した調査を行うこと。主張に根拠があると確認された場合、加害者は裁判にかけられ、被害者は損害賠償を支払われるべきである。
- ・現行の形態での「軽屏禁」を廃止すること。
- ・日本の刑事施設を取り巻く秘密を取り除き、非政府機関も含めた独立した国内及び国際機関による刑事施設への無制限のアクセスを許すことによって信頼を回復すること。
- ・すべての刑事施設の規則を公表し、国際人権基準と合致しないものは改正すること。刑事施設の刑務官は規則の些細な違反に対し厳しい懲罰を課すことを禁止されるべきである。
- ・すべての被拘禁者が独立した医師と他の医療専門家にアクセスできるよう保証すること。

以上